

令和6年度

先端企業育成プロジェクト推進事業費補助金

公募要領

令和6年4月

静岡県

## 1 事業目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が保有する、高度な技術シーズを活かした革新的な技術開発・新製品開発を推進するため、県内企業等が産総研と共同で行う、成長産業分野（「次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、環境、新エネルギー、光関連技術」をいう。以下同じ。）の新技术・新製品の研究開発を支援します。

## 2 補助事業等

### (1) 補助事業

成長産業分野において、企業等が産総研と共同研究契約を締結して行う新技术・新製品の研究開発事業

### (2) 補助対象者

補助対象者は、以下のいずれにも該当する者とする。

ア 県内に主たる事務所又は事業所を有し、当該事業所等において補助事業を実施する企業等

イ 当該補助事業で開発した技術を用いて県内で生産を行う見込みを有する企業等

### (3) 補助対象経費

別表1のとおり

### (4) 補助事業期間

3年以内(交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和9年3月31日まで)

※ 交付の決定及び確定検査は、単年度毎とします。なお、複数年計画の場合は、継続申請を行い、研究開発成果を踏まえた審査を受けていただきます。審査結果によっては、次年度の計画が採択されない場合もありますので、予め御承知おきください。

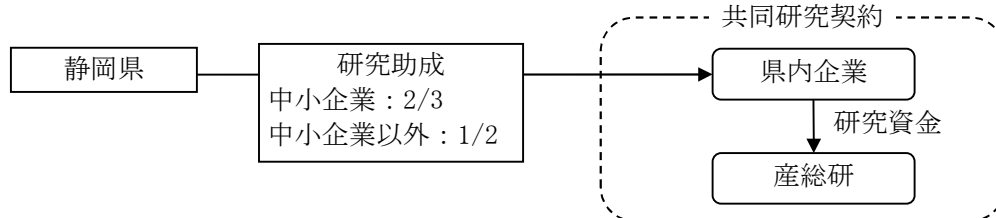
※ 年度毎の補助事業期間について、初年度は交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和7年3月31日まで、次年度以降は当年4月1日から翌年3月31日までとなります。

※ 補助事業期間は、年度毎の予算編成により変更になる場合があります。

### (5) 補助率及び補助限度額

別表2のとおり

※ 総事業費に産総研との共同研究契約に係る費用(研究資金)を含めてください。



### (6) 対象の範囲

本補助金に係る補助事業及び補助対象者の範囲は、次のとおり。

#### ア 補助事業

成長産業分野に係るものとする。ただし、DX（デジタル・トランスフォーメーション）もしくはカーボンニュートラルの実現に資する研究開発は審査において加点の対象とする。また、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト※において宣言を公表している事業者（募集締切日前日時点）も加点の対象とする。

※ポータルサイト URL <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

#### イ 補助対象者

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定するもののうち、売上高が1,000億円未満又は従業員が1,000人未満の企業

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）

(ロ) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの

※ (ア)に関して、売上高基準は、申込者（連結ではなく単体）が、申込書提出日の属する事業年度の前事業年度において基準を満たしていること。従業員基準は、申込者（連結ではな

く単体)が、申込書提出日において基準を満たしていること。

### 3 申込みの手続き

#### (1) 提出書類

\*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

URL;<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1003214/1062284.html>

ア 申込書類一式(※)

※ 申込書、事業計画書、収支予算書、資金状況調べ

イ 連携・協力体制概要書

ウ 直近2か年の決算報告書

エ 会社案内

オ 直近期の県税納税証明書

カ 資本等一覧表

キ 確認書

ク パートナーシップ構築宣言書の写し(該当者のみ)

#### (補足説明)

- ・ 前項ウに係る「決算報告書」とは、次に掲げるものをいう。  
貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書
- ・ 前項オに係る「直近期」の基準日は、申請日とする。
- ・ 前項オに係る「県税納税証明書」は、法人事業税、法人県民税とする。
- ・ 前項クに係る「パートナーシップ構築宣言書」は応募締切日前日時点でポータルサイト\*で公表されているものを対象とする。※<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

#### (2) 募集期間

**令和6年4月1日(月) ~ 令和6年5月10日(金) 17時**

※申込みを予定される企業は、4月30日(火)までに担当まで御連絡ください。

#### (3) 提出方法

ふじのくに電子申請システムより電子ファイル(PDF等)で提出してください。

URL;[https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerDetail\\_initDisplay?tempSeq=11541](https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=11541)

[問合せ先]

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 経済産業部 産業革新局 新産業集積課 技術振興班

電話:054-221-3622 Eメール:trc@pref.shizuoka.lg.jp

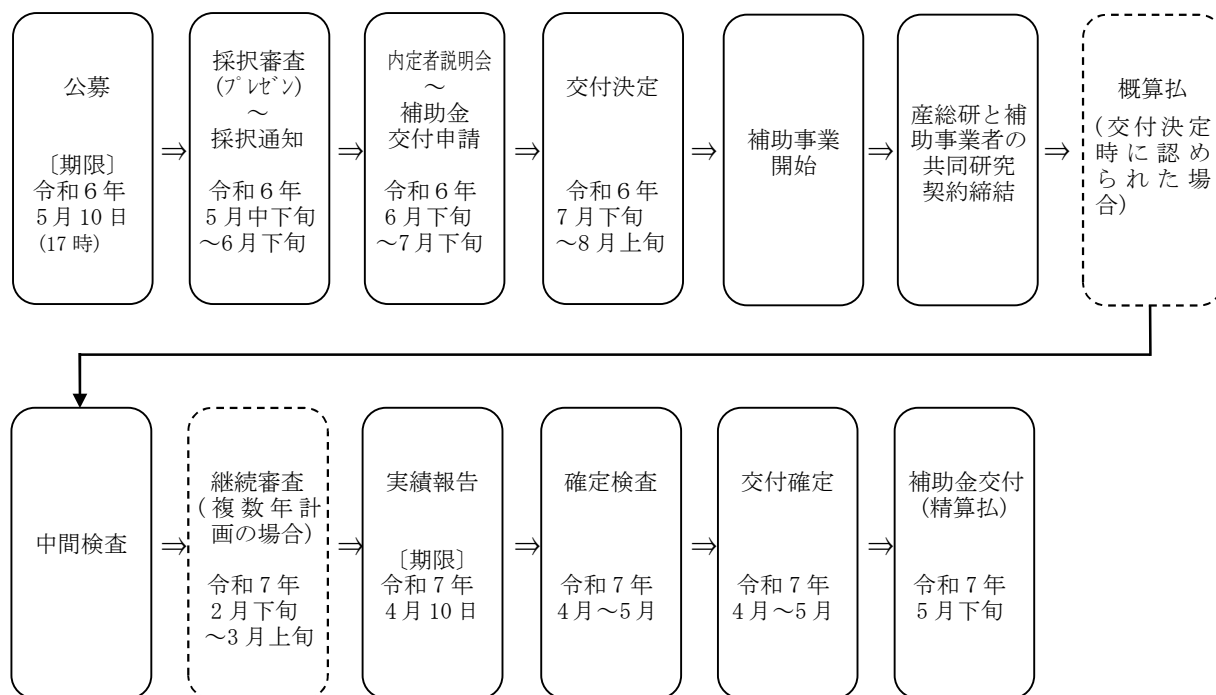
### 4 審査方法・基準

- (1) 県が設置する審査委員会による審査会において、別表3で定める審査基準に基づく採択審査(プレゼンテーション)を行います。
- (2) 採択審査の結果を受け、県が補助事業者を決定します。  
※採択通知は、6月下旬を目処に、書面により行います。

### 5 採択後の手続き

- (1) 採択企業は、7月下旬頃までを期限に、補助金の交付申請をしていただきます。
- (2) 県は、補助金の交付申請に対し、8月上旬頃までを目処に書面にて交付の決定を通知します。  
※交付決定日から事業開始となります。

## 6 スケジュール(目安)



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

## 7 留意事項

### 【申込み時】

申込みにあたっては、「先端企業育成プロジェクト推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の内容を必ず御確認ください。

また、申込みいただいた場合は、下記事項に同意したものとみなします。

- (1) 本事業は、産総研との共同研究開発に対する補助のため、必ず産総研と事前協議の上、申込みください。
- (2) 事業計画は、専門知識を有しない者でも一定の理解が可能ないように、平易な表現を用いてください。また、進捗状況及び成果の評価を容易に行える内容としてください。
- (3) 申込書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあります。
- (4) 提出された申込書類は返却しません。
- (5) 締切後の申込書類に関する追加・変更・訂正等はできません。
- (6) 応募状況、審査結果等に関する問合せには応じられません。
- (7) 事前相談、審査会及び説明会に係る経費(交通費等)は、申込者の自己負担とさせていただきます。
- (8) 静岡県税等を滞納している場合は、補助の対象になりません。
- (9) 同一又は類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは補助対象になりません。
- (10) 当事業における補助金の連続使用に関して、一部制限があります。
- (11) 補助金は、原則として精算払のため、事業期間内の立替払が可能であることが必要です。
- (12) 採択にあたっては、技術面と併せ、事業化面についても重点的に審査します。
- (13) 予算の範囲内において採択企業を決定するため、採択に当たり、必要に応じて経費の調整をした上で交付申請していただくことがあります。
- (14) 申込者又はその役職員は、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないことが必須です。

## 【事業採択後】

- (1) 採択通知の後、内定者説明会を経て、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあります。
- (2) 提出された申込書類や報告書等は、静岡県での厳正なる管理下に置かれ、本事業以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申込者名、所在地、研究開発テーマ、概要等が、県のホームページ等で公表されます。

そのため、書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申込者の判断によりお願いします。
- (3) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって金額等が明確に確認できるものです。
- (4) 本補助事業により取得した財産は、当該事業（研究開発）にのみ使用することができます。それ以外の目的（他の研究開発や生産活動等への流用等）に使用することはできません。
- (5) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (6) 補助事業者は、補助期間終了後も事業化に努める必要があり、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります。（毎年度の決算報告書の提出も必要です。）
- (7) 補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付していただきます。
- (8) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などの協力をしていただくことがあります。
- (9) 事業実施に伴う成果物（仕損じ品を含む）や経理書類等については、全て事業終了後5年間保存していただきます。
- (10) 補助事業期間中もしくは補助事業終了後に行われる検査及び監査等により不適切な事項が判明した場合は、たとえ補助金の交付の決定又は交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (11) 複数年計画の場合、2年度目及び3年度目の交付決定額は、初年度の交付申請時の収支予算書における「年度別研究開発費」に記載の総事業費に、補助率を掛けた金額が上限となります。事業の実施に当たり、2年度目及び3年度目の総事業費が増額となった場合でも、それに伴って各年度の交付決定額を増額することはできません。

別表 1

補助対象経費	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 ※補助事業期間内に使い切れなかった場合、未使用分は対象外
機械装置購入等経費	ア 機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の工具器具、部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるもの、生産に使用するものは対象から除く。 イ 機械装置、工具器具の試作、改良、据付、修繕させた場合に要する経費 ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費 ※補助事業期間内で当該事業にのみ使用するものが対象
産業財産権関連費	ア 産業財産権の譲受や実施権等を使用するために支払われる経費 イ 産業財産権の取得に要する経費（特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。） ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外
外注費	原材料等の再加工、製図、調査・分析を外注する際に支払われる経費
構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠で、プレハブ等簡易なものに限る。） ※自社による建造の場合は材料費のみが対象 ※補助事業以外でも使用できると判断されるものは対象外
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費 ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外
委託費	研究開発、設計等を委託する際に支払われる経費 産総研との共同研究契約に伴い産総研に支払われる経費（研究資金） ※補助対象期間内の委託契約に係る経費のみが対象。当該期間外の期間も含まれるものはそのすべてが対象外 ※委託先の間接経費・管理費は対象外
その他	ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費 ※補助事業に使用するもののみが対象 イ 郵便代、運送代 ※補助事業に利用するもののみが対象。なお、調達に係る運送代は対象外 ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に支払われる経費 ※補助事業に係る打合せのための旅費や会場使用料を含む。なお、タクシー運賃及びガソリン代は対象外 エ 事業への使途が特定できる消耗品費 ※補助事業期間内に使い切れなかった場合、未使用分は対象外

別表 2

	補助対象者	補助率	補助限度額
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</li> <li>・ 本要領第 2 (6)イ(イ)及び(ウ)に掲げるもの</li> </ul>	3 分の 2 以内	6,000 万円(単年) ただし、複数年計画の場合は、9,000 万円(複数年合計)
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要領第 2 (6)イから上記①を除いたもの</li> </ul>	2 分の 1 以内	5,000 万円(単年) ただし、複数年計画の場合は、7,500 万円(複数年合計)

別表 3

## (1) 研究開発に関する審査項目

ア 事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業遂行に必要な技術・知識を有する技術者が担当し、主体的に研究を進める体制がとれているか。</li> <li>・ 申込者が自己負担する資金規模が、過大なリスクとなっていないか。</li> </ul>
イ 研究内容の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な社会課題の解決等、社会的意義の高い研究内容であるか。</li> </ul>
ウ 研究内容の新規性・優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔軟な発想や手法に基づく、独創性や革新性の高い研究課題か。</li> <li>・ 優位性の継続確保は可能か。</li> <li>・ 他社製品との差別化ができているか。</li> </ul>
エ 産総研との連携による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産総研との共同研究により、自社単独では成し得ないイノベーションの創出が見込まれるか。</li> </ul>
オ 研究計画の実現可能性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究計画や研究目的が、具体的かつ明確に示されているか。</li> <li>・ 克服すべき課題が明確で、課題解決に必要な研究計画が設定されているか。</li> <li>・ 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備、支援体制等の研究環境は整っているか。</li> <li>・ 事業期間内に研究開発が終了する研究計画か。</li> </ul>
カ 予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要経費が計上されており、金額が適切か。</li> <li>・ 各経費が合理的でバランスが取れたものか。</li> </ul>

## (2) 事業化に関する審査項目

キ 新規市場創出効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発の成果が広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであるか。</li> </ul>
ク 市場ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされているか。</li> </ul>
ケ 開発製品・サービスの優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であるか。</li> <li>・ 将来の市場において相当の占有率が期待できるか。</li> </ul>
コ 事業化体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発の体制のみではなく、事業化をするために適切な体制(金融機関等や採用予定先(取引先)等との連携等)となっているか。</li> </ul>
サ 事業化計画の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業期間終了後概ね 3 年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画であるか。</li> <li>・ 予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれているか。</li> </ul>

## (3) 加点項目

シ 県政策課題との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D X (デジタル・トランスフォーメーション) もしくはカーボンニュートラルの実現に資する研究開発か。</li> <li>・ パートナシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表しているか。</li> </ul>
--------------	--